

## 秘 密 保 持 契 約 書

tocotoco 株式会社（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、甲及び乙相互間で開示、提供される秘密情報（第1条で定義する。）に関して、以下のとおり合意し、秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

### 第1条（秘密情報）

1. 本契約において「秘密情報」とは、甲及び乙相互間で本条第2項の定めに従い開示又は提供される情報をいう。この情報は、営業秘密又は技術的・財産的な性格を有する有用な技術上又は営業上の情報及び知識などを含むものであり、それが紙、磁気テープ、ディスクに記録されているか、又は口頭その他の方法で表現されているかを問わない。なお、以下、本契約においては、秘密情報の開示又は提供をする者を「開示者」、その開示又は提供を受ける者を「受領者」という。
2. 開示者は、本契約に基づき秘密情報として取り扱うべき情報を開示又は提供する際には、当該情報に秘密である旨を視覚的に表示するものとする。ただし、秘密情報として取り扱うべき情報が口頭その他の方法により開示又は提供され、当該開示又は提供時に秘密である旨を視覚的に表示することができない場合には、開示者は、開示又は提供の際に口頭で秘密である旨を告げ、かつ当該開示又は提供後30日以内に、開示又は提供された情報の内容及び範囲並びに当該情報が秘密である旨を明記した書面等を受領者に交付しなければならないものとする。

### 第2条（適用除外）

前条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外される。

- (1) 受領者が知得した時点で公知であった情報
- (2) 開示者から開示又は提供を受けた後に、受領者の責めによらないで公知となった情報
- (3) 受領者が知得した時点で、本契約に違反することなしに、受領者が既に保有していた情報
- (4) 受領者が、第三者から適法に入手した情報
- (5) 本契約に違反することなしに、独自のアイデア・ノウハウ・技術等に基づいて、受領者が独自に開発又は入手した情報
- (6) 裁判所の命令その他の法的手続又はその他公認会計士による監査等により受領者が開示を求められる情報

### 第3条（秘密情報の保持及び管理）

1. 受領者は、秘密情報を本件目的のみに使用するものとし、かつ本件目的のために知る必要のある受領者の役員及び従業員以外の第三者に秘密情報を開示、提供又は漏洩し

ないことに同意する。

2. 受領者は、開示又は提供された秘密情報を善良なる管理者の注意をもって、厳重に保全し、使用、管理及び保管するものとする。さらに、受領者は、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、本件目的のために必要な範囲を超える秘密情報の複写、複製、改変等の行為をすることができないものとする。
3. 受領者は、開示者から提供された資料、書類その他これらに類する一切の秘密情報（そのコピー、テープ、記録等を含む。）については、本契約が期間満了又は解約により終了した場合、その使用目的が終了した場合又は開示者から秘密情報の返却・破棄・抹消を求められた場合には、自己の費用負担にて、受領者において返却可能なものは返却し、受領者において返却不可能なものは破棄・抹消するものとする。ただし、受領者は、本契約に従い秘密情報の秘密保持義務を履行したことを証明する書類を保持できるものとする。
4. 受領者は、開示者が書面による事前の承諾をした場合には、第三者に対して開示者の秘密情報を開示又は提供できる。ただし、この場合には、受領者は、当該開示又は提供前に当該第三者との間で、本契約と同等の内容の秘密保持契約を締結しなければならないものとする。

#### 第4条（本契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、30日前までに相手方に書面により通知することにより、いつでも本契約を解約できるものとする。
3. 前二項の定めにかかわらず、第3条に基づく義務は、本契約終了後5年間存続するものとする。

#### 第5条（損害賠償）

甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、現実に損害が発生した場合には、通常かつ直接の損害に対する賠償を請求できるものとする。また、相手方の本契約違反及びその懸念に対する救済として、甲又は乙が必要と認めるその他の措置も請求できるものとする。なお、いかなる場合にも、帰責事由者は、帰責事由者ではない甲又は乙に生じた逸失利益及び特別の事情に基づく損害については責任を負わないものとする。

#### 第6条（合意管轄）

本契約に関し、甲及び乙の間で紛争が生じ、訴訟が必要となった場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

Confidential

第7条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲及び乙は、信義誠実の原則に従い協議による合意の上、解決するものとする。

本契約は、乙が本サイト上において本契約内容を確認の上、同意の意思表示としてチェックボックスにチェックを入れ、会員登録を完了した時点で成立するものとする。

年 月 日

甲：tocotoco 株式会社

東京都千代田区九段南 2-3-25 平安堂ビル3階

乙：